

北九州市監査公表第8号

令和8年7月29日

北九州市監査委員	中 野 正 信
同	梅 田 久 和
同	鷹 木 研一郎
同	大久保 無 我

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 中西 満信（令和8年6月30日辞任）、同 梅田 久和、同 鷹木 研一郎、同 大久保 無我により行った。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている危機管理室、総務市民局、産業経済局、交通局、市議会事務局、教育委員会及び農業委員会事務局所管団体のうち、次の4団体を抽出し、令和6年度及び令和7年度（令和7年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(単位：千円)

補助金等 交付団体名	補助金等の名称	6年度 交付額	7年度 交付額	所管課
協同組合 北九州イベン トスタッフ協会	北九州市紫川エリ アイベント補助金	10,000	10,000	産業経済局 サービス産業 政策課
	北九州市黒崎地区 活性化イベント補 助金	0	10,000	
平尾台野焼き 委員会	平尾台防火帯設置 事業費補助金	8,600	8,600	産業経済局 東部農政事務 所
一般財団法人 北九州市教職 員互助会	一般財団法人北九 州市教職員互助会 補助金	15,000	15,000	教育委員会 教職員課

北九州市中学校体育連盟	北九州市中学校体育連盟運営費補助金	5,139	4,400	教育委員会 生徒指導課
-------------	-------------------	-------	-------	----------------

※ 7 年度交付額は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている危機管理室、総務市民局、産業経済局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の 7 団体を抽出し、令和 6 年度及び令和 7 年度（令和 7 年 4 月から同年 1 0 月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	所管課
特定非営利活動法人 I－D O	交通安全センター	危機管理室 安全・安心推進課
北九州市折尾まちづくり 推進チーム共同事業体	北九州市折尾まちづくり 記念館	総務市民局 地域振興課
株式会社スピナ	北九州市旧古河鉱業若松 ビル	総務市民局 市民活動推進課
COMPASS 共同事業 体	COMPASS 小倉	産業経済局 スタートアップ 推進課
ワールドミクニ共同事業 体	花農丘公園	産業経済局 総合農事センター
株式会社図書館流通セン ター	門司図書館（大里分館、 新門司分館含む）	教育委員会 中央図書館 運営企画課

株式会社日本施設協会	戸畑図書館	教育委員会 中央図書館 運営企画課
------------	-------	-------------------------

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和7年11月5日から令和8年5月21日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査した限り、重要な点において、出納その他の事務は適正に処理されていた。